

# 春日部労基だより

春日部労働基準監督署  
春日部市南3-10-13  
電話 048(735)5227  
FAX048(735)3748

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

労働者 50 名以上を使用する事業場は、平成 30 年の心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書を提出下さい。

働き方改革の対応で考慮・検討、労使話し合いが必要なことが多くあるはずです。早めに取り組むことをお勧めします。

労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告・納付について  
(令和元年 6 月 3 日から 7 月 10 日まで)

労働保険（労災保険・雇用保険）の平成 30 年度確定保険料と平成 31 年度概算保険料及び石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付の時期となりました。すでに郵送しております「労働保険概算・増加概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金 申告書」を作成の上、7 月 10 日までに申告・納付をお願いします。

作成にあたっては同封の「令和元年度 労働保険年度更新申告書の書き方」を参考にしてください。

詳しくは、春日部労働基準監督署（電話 048-735-5228）またはコールセンター（フリーダイヤル 0120-008-715）までお問い合わせください。

# ストレスチェックを実施・結果報告書を提出しましょう

(平成30年に実施していなくても報告書の提出は必要です)

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。(平成27年12月から適用)

## ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび面接指導の実施状況の報告  
※義務

**労働基準監督署に実施結果報告書を提出してください**

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析

(※努力義務)

個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

### 《ストレスチェック実施までのポイント》

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

実施に向けた検討事項

右のような項目について、話し合いましょう。

- ① ストレスチェックは誰に実施させるか
- ② ストレスチェックはいつ実施するか
- ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか
- ④ どんな方法でストレスの高い人を選ぶか
- ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いか
- ⑥ 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うか
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか 等



# 安衛法に基づく報告様式等をダウンロードできるようになりました。

## ◆変更点は？

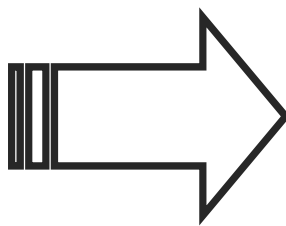
赤い帳票であった各種報告用紙が、安衛法の報告用紙に限り、厚生労働省ホームページから黒い帳票としてダウンロード及び印刷ができます(従来の用紙はご利用いただけません。)

## ◆印刷できる報告様式は？

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告(安衛則様式第3号)  
 定期健康診断結果報告書(安衛則様式第6号)  
 労働者死傷病報告(安衛則様式第23号)  
 等がダウンロード及び印刷できます。

従来の用紙(使用不可)

赤い帳票



ダウンロード用紙



- ①厚生労働省HPトップ画面の分野別の情報より『雇用・労働』の+をクリック
- ②『▶その他の情報はこちら』をクリック
- ③『労働基準』をクリック
- ④『▶事業主の方へ』をクリック
- ⑤労働基準関係法令の主要様式・手続の『▶安全衛生関係主要様式』をクリック
- ⑥対象の様式をクリック
- ⑦ファイル欄の○をクリックし、下部の『注意事項を読んだ』をクリック
- ⑧ファイル欄のPDFをクリック

働き方改革の相談をワンストップで対応します（無料）

企業訪問

電話・メール

出張相談会

センター来所

## 埼玉働き方改革推進支援センター

受付時間 平日9:00~17:00

〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1丁目103 大宮大鷹ビル306号

mail [hk11@mb.langate.co.jp](mailto:hk11@mb.langate.co.jp)

fax 048-729-5783

[http:// 埼玉働き方改革推進支援センター .site](http://埼玉働き方改革推進支援センター.site)

相談・セミナー情報詳細は、  
ホームページをご覧ください

埼玉 働き方改革

検索

TEL:0120-729-055



### 労働時間の上限規制

中小企業：令和2年4月1日～  
→時間外労働の上限規制の対応  
に向けた労働時間制度の再構築  
→36協定新様式の対応

年5日の年次有給休暇の確実な取得  
平成31年4月1日～  
→年次有給休暇管理簿作成の義務  
化、年次有給休暇を時期指定のため  
の就業規則変更等

### 同一労働同一賃金

短時間労働者・有期雇用労働者（大企業）：令和2年4月1日～

短時間労働者・有期雇用労働者（中小企業）：令和3年4月1日～

派遣労働者：令和2年4月1日～

→正社員と他の労働者の間で、あらゆる待遇に不合理な差がないか確認  
→労働者から説明を求められたときに待遇の違いの内容や不合理な待遇  
差ではない理由について説明できるよう準備

### 時間外労働60時間超の割増率50%

中小企業：令和5年4月1日～  
→労働時間の短縮  
→就業規則の改正

働き方改革で活用可能な助成金  
に関する相談

労働生産性を上げるための対応

### 改正労働安全衛生法の対応

平成31年4月1日～  
→面接指導體制の変更と周知  
→時間外労働・休日労働80時間超の  
労働者への通知等

非正規労働者の処遇改善

勤務間インターバル制度の導入